

茨城町農業公社新規就農者受入研修事業補助金の交付等に関する要綱(抜粋)

(1) 受入研修条件

- ① 町外から新たに住所を移し、かつ茨城町農業公社の研修ほ場で農業研修を開始した者であって、研修期間又は終了後に独立・自立就農すること。
- ② 農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 補助金の種類

- ① 生活基盤支援補助金(1年目)
 - 茨城県農林振興公社が実施するニューファーマー育成研修助成事業の研修生とし、農業研修期間中の生計を維持するため、1人当たり月額10万円以内を助成
- ② 生活基盤支援助成金(2年目)
 - 研修者が自ら作付けした農作物の生産額を上限として助成
- ③ 空き家住居補助金
 - 茨城町内の空き家を住居とし、月額5万円を助成(2年以内)
- ④ 設備等貸与
 - 農業研修に必要な次の設備等を貸与(2/1助成、上限70万円/年)2年間
 - * 研修ほ場、パイプハウス、農機具等(トラクター、作業機、管理用機械、軽トラック等)
- ⑤ 農業資材等支給
 - 農業研修に必要な資材等を支給(上限50万円/年)
 - * 購入価格が10万円未満の農機具等
 - * 農業資材(種苗、肥料、農薬等)
 - ※ 作業着、手袋、長靴等は対象外とする。

(3) 新規就農者フォローアップ事業

- 設備等貸与
- * 研修事業で貸与していた設備等を、公社がリースしている額と同等の金額で貸与
- ※ 研修事業を終了してからリース期間の範囲内(約5年間)

補助金の支払いについて

- ・生活基盤補助金・空き家住宅補助金の支払いについては、原則2ヵ月毎の支払いとし2年目からも同様とする。
- * 1年目の研修期間中に出荷した場合の売上金は、2年目研修時に支払うこととする。
- ・研修2年目において、自ら作付した農作物の生産額を研修者に支払う場合、消費税額を差し引いた額を支払うこととする。

研修における注意事項

- ・第12条関係・・・就農報告書の提出
- * 農業研修者は就農後5年間、毎年年度末に就農報告書(様式第10号)を提出する。
- ・第13条関係・・・補助金等の返納又は減額
- (1) 5年以内に農業経営を廃止し又は休業したとき。
- (2) 町外に転出したとき。
- (3) 町税及び公租公課を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。